舞鶴市環境美化里親制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、 市民と市が協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施 設(以下「道路等」という。)の里親となってボランティア活動を実施 する環境美化里親制度を推進することを目的とする。

(届 出)

- 第2条 道路等の里親になろうとする個人または団体(以下「市民等」という。)は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に環境美化里親制度養子縁組届(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 養子縁組を解消する場合は、環境美化里親制度養子縁組解消届(様式 第2号)を提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、養子縁組届の提出があった場合はその内容を審査し、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書(様式第3号)を取り交わすものとする。

(里親の役割)

- 第4条 里親が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
 - (2) ごみの散乱状況等の情報提供
 - (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

- 第5条 市長は、里親の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供
 - (2) ごみの回収
 - (3) ボランティア保険の加入
 - (4) その他活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。 附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

環境美化里親制度

(アダプト・プログラムまいづる) 実 施 要 領

活動の条件

- 〇あらかじめ、「舞鶴市環境美化里親制度実施要綱」に規定する養子 縁組届を提出し、市と合意書を取り交わす。
 - (個人または団体どちらでも可。)
- 〇活動回数は、年6回以上(2ヶ月に1回程度)とし、各自の実施可能な頻度で実施する。

活動の内容

- ○里親
 - ①活動区域内の散乱ごみの回収
 - ②ごみの散乱状況等の情報提供
 - ③その他環境美化に必要な活動
 - ●回収したごみは、次の3種類に分別して袋に入れる。
 - ・オレンジ色の袋(草、木くず、紙類などの可燃ごみ)
 - ・緑色の袋(缶、びん、ペットボトル以外の不燃ごみ)
 - ・白色の袋(缶、びん、ペットボトル)
 - ●活動は公共施設の構造に影響を与えない範囲で行うものとし、樹木の剪定や プランターの設置などは行わない。
 - ●その他の事項については、市と協議して決定する。

つ市

- ①環境美化活動に必要なごみ袋の提供
- ②ごみの回収
- ③ボランティア保険の加入
- ④その他活動に必要な事項
 - ●里親の活動中の事故等に対処するため、ボランティア保険に加入する。

舞鶴市環境美化里親制度養子縁組届

年 月 日

舞鶴市長	様
ク キ	141

	氏	名	i J	ては	寸	体	名								
	(5]体の	り場合	合は責任	壬者の	氏名	₺)								
								Ŧ		_					
	/ / / /	FI.	÷ τ	ては	記	/:	 								
		. 17	1)	(14	ולא	11	ഥ	舞	鶴市	•					
	-														
							Т	ΕL	()		_		
 里	連	絡	先	(電	話者	番号	-)	F	ΑX	()		_	
								E	-mail						
	活		動	開	ţ	始	日				年	月	日		
									ほと	んど	毎日				
	江		動		业! .		1 退	間間に		口					
	活		男	IJ	口		数		1 ク	-月に		口			
									1年	三間に	•	口			
			公	園											
			道	路				名称							
			その)他				小小							
	(る区域	成の略	(図									
活動する区域	ζ,														
(養子)															
	1														

様式第2号

舞鶴市環境美化里親制度養子縁組解消漏

年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

里	親		
氏夕	又は団体名		

活動する区域 (養子)	□ 公 園				
	□ 道路	名称			
	□ その他				
活 動 完 了 年 月 日			年	月	日

合 意 書

と舞鶴市は、舞鶴市環境美化里親制度 実施要綱第3条の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

- 1. 活動する区域(養子)
- 2. 里親の役割(活動内容)
 - (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
 - (2) ごみの散乱状況等の情報提供
 - (3) その他環境美化に必要な活動
- 3. 市の役割
 - (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供
 - (2) ごみの回収
 - (3) ボランティア保険の加入
 - (4) その他活動に必要な事項

年 月 日

住 所

氏 名

舞鶴市字北吸1044番地舞鶴市長